



# 特別徴収のしおり

## 1 特別徴収とは

特別徴収とは、給与の支払者が市町村から通知された給与所得者ごとの税額を毎月の給与から差し引き、その翌月10日までに市町村へ納入することです。

### 1 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在における給与支払者を特別徴収義務者に指定することになっています。なお、2か所以上の給与支払者から給与の支払いを受けている人については、原則としてその主たる給与支払者を特別徴収義務者に指定することになります。

### 2 特別徴収義務者及び納税義務者への税額の通知

特別徴収する場合には、毎年5月31日までに特別徴収義務者に対して、特別徴収する旨の通知書と納税義務者への税額通知書を併せて送付いたしますので、納税義務者への税額通知書はそれぞれの納税義務者に直ちに配布してください。

### 3 納税義務者が退職その他異動したとき

特別徴収されていた納税義務者が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合や未徴収税額を一括徴収する場合は、5ページの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に記入し、異動が発生した翌月の10日までに提出してください。

また、納税義務者が転勤等により引き続き新しい事業所で特別徴収を希望する場合は、異動届出書に必要事項を記入し、新事業所に送付してください（新しい事業所を経由して市に提出していただきます）。同様に前の事業所から転勤等により異動届出書が送付された場合は、届出書の下欄「転勤（転職）等による特別徴収届出書」欄に必要事項を記入し、提出してください。

異動届出書の作成は、3、4ページを御覧ください。

### 4 普通徴収から特別徴収への変更

市民税・県民税・森林環境税を普通徴収で納める納税義務者が新たに就職した場合等、下記の条件(1)と(2)の両方に該当するときは、6ページの「特別徴収切替届出（依頼）書」により特別徴収へ変更することができます。

- (1) 前年中の所得に給与所得があること
  - (2) 普通徴収の納期限を過ぎていないこと
- ※二重納付防止のため、本人宛てに送付された普通徴収分納付書を同封してください。

### 5 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更

特別徴収義務者の所在地（送付先）・名称又は電話番号等に変更があった場合は、7ページの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に記入し、提出してください。

## 2 特別徴収税額の納入方法

### 1 月割額の徴収

令和8年度給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）に各納税義務者の月々の月割額を記載していますので、税額等を御確認のうえ第1回目の月割額は6月に支払う給与から、第2回目以降の月割額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

### 2 特別徴収税額の納入

特別徴収義務者は、指定の通知に基づき6月から翌年5月までの12か月間に毎月給与の支払いをする際、税額の $\frac{1}{12}$ の額（月割額）を徴収して、下記3の納入期限までに納入していただきます。

なお、均等割額に相当する金額（5,300円）以下の納税義務者については、最初に徴収すべき月に給与の支払いをする際、その税額の全額を徴収し、徴収した月の納入期限までに納入していただくこととなりますので御注意ください。

### 3 納入期限

- (1) 納入期限は、月割額を徴収した月の翌月10日です。（この日が土曜日・日曜日・祝日等に当たる場合は、翌営業日が納期限になります。）
- (2) 各月の納入期限は、納入書の納入限欄にも記載してあります。

月別（徴収した月）	（納入期限）	（徴収した月）	（納入期限）
令和8年6月分	令和8年7月10日	令和8年12月分	令和9年1月12日
7月分	8月10日	令和9年1月分	2月10日
8月分	9月10日	2月分	3月10日
9月分	10月13日	3月分	4月12日
10月分	11月10日	4月分	5月10日
11月分	12月10日	5月分	6月10日

### 4 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である特別徴収義務者は「納期の特例に関する承認申請書」を提出し、市長の承認を受けた場合は、6月から11月までの分を12月10日までに、12月から5月までの分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。なお、この手続きに必要な申請書は、平塚市ウェブ及び市民税課窓口にありますのでお申出ください。

### 5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額を通知した後において、その税額に変動が生じたため、これを変更する場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付いたしますので、この書類を受け取られた月、又はその翌月以降の月割額につきましては、その変更通知書に記載された月割額によって徴収のうえ納入してください。

各月の納入税額を誤って変更前の金額で納入し、他の月で増額、減額して調整する際には、市民税課個人市民税担当へ御連絡ください。

### 6 納期限後納入

納期限後に納入する場合、納入税額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納入してください。この場合における年当たりの割合はうるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算してください。なお、この割合は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金に適用します。

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までは、年7.3%（延滞金特例基準割合※）が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合+年1.0%。ただし、この加算した割合が年7.3%を超える場合は年7.3%。
  - (2) (1)の日の翌日以後納入日までは、年14.6%（延滞金特例基準割合※）が年7.3%に満たない場合は、延滞金特例基準割合+年7.3%。
- （※延滞金特例基準割合：平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%を加算した割合）
- ※ ア 税額が2,000円未満の場合は、かかりません。
  - イ 税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てて計算します。
  - ウ 延滞金額が1,000円未満の場合は、かかりません。
  - エ 延滞金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てます。

## 3 納入書等の取扱い

※OCR用の納入書をお送りしていない事業所の場合は、関係ありません。

市民税・県民税 特別徴収の納入書はOCR（光学文字読み取り装置）用の納入書により取扱っております。納入書の取扱いについては、次の点に十分御配慮くださいますようお願いいたします。

※年度途中に納入税額に変更が生じても、新たに納入書は送付していませんので、税額を変更して使用してください。税額の変更方法は下記を御覧ください。

### 1 納入書の記入方法

6月分から5月分までの納入書には、事業所の納入すべき税額を印字してお送りいたしますので、次の点に御注意ください。

- (1) 納入金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄の税額と一致している場合  
納入書等の「納入金額(1)」欄に税額が印字してありますので、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄には、納入金額を記入しないでください。
- (2) 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と異なる場合  
ア 納入すべき金額が、給与分のみの場合  
納入書等の「納入金額(1)」欄を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄に納入金額を記入してください。  
イ 退職所得に係る税額を併せて納入する場合  
納入書等の「納入金額(1)」欄を2本線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」欄に給与所得に係る納入金額を、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を、また、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。  
ウ 退職所得に係る税額のみを納入する場合  
納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書等）を使用し、「納入金額(2)」欄の「退職所得分」欄と「合計額」欄に納入金額を記入してください。  
エ 上記イ及びウに該当する場合は、納入書裏面の納入申告書に所要事項を必ず記入してください。記入方法は8ページを御覧ください。
- (3) 納入すべき税額が印字されていない納入書（予備の納入書等）を使われる場合  
記入誤りや延滞金のみ、又は退職所得に係る税額のみを納入する場合等に使用します。納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄等に納入金額を記入し、それらの合計額を「納入金額(2)」欄の「合計額」欄に記入してください。また、所定の箇所に、年月分及び納入期限を記入してください。

## 2 納入書記入例

- (1) 黒のボールペンで記入してください。
- (2) 納入金額欄に〒記号は記入しないでください。
- (3) 納入金額のない欄に「0」を記入しないでください。
- (4) 金額の変更等がある場合は、領収証書、納入書、納入済通知書のすべてを変更してください。

《記入例1》退職・転勤・税額変更等で、給与分の納入金額を変更する場合

市コード	口座番号	加入者名
142034		平塚市会計管理者
年 月 分	納入金額(1)	円
	〒500,000	
納入金額(2)	給与分(退職分を含む)	
142034	1250000	
納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	
納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	延滞金	
納期限 年 月 日	合計額	
取寄せの申し込み	1250000	
ゆうちょ銀行横町貯金事務センター (〒224-8794)		

納入金額(1)欄を2本線で抹消してください(訂正印は不要です)。

納入金額(2)欄の「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。

《記入例2》給与分に変更はないが、退職所得に係る税額をあわせて納入する場合

(退職所得に対する市民税・県民税を納入する場合、納入済通知書裏面も記入してください。)

市コード	口座番号	加入者名
142034		平塚市会計管理者
年 月 分	納入金額(1)	円
	〒500,000	
納入金額(2)	給与分(退職分を含む)	
142034	1500000	
納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	退職所得分	
	1300000	
納入金額(1)の欄の金額と異なるときは納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。	延滞金	
納期限 年 月 日	合計額	
取寄せの申し込み	1630000	
ゆうちょ銀行横町貯金事務センター (〒224-8794)		

納入金額(1)欄を2本線で抹消してください(訂正印は不要です)。

納入金額(2)欄の「給与分」欄に給与所得に係る税金を、納入金額(2)欄の「退職所得分」欄に退職所得に係る税額を、それらの合計金額を納入金額(2)欄の「合計金額」欄に記入してください。

## 4 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に係る市民税・県民税は、退職手当等の支払いをする際に他の所得と区分して税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収していただきます。

### 1 納入について

退職所得に係る市民税・県民税は、退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は、退職した日)の属する年の1月1日現在の住所地の市町村へ、徴収した月の翌月10日までに納入していただきます。納入申告書の作成は、8ページを御覧ください。

### 2 退職所得に係る税額の求め方

まず、退職所得控除額を次のイ、ロ又はハのいずれかの計算式により算出してください。(勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算してください。)

- |         |   |
|---------|---|
| 退職所得控除額 | イ 勤続年数が20年までの場合<br>40万円×勤続年数<br>(80万円に満たない場合には80万円) |
|         | ロ 勤続年数が20年を超える場合<br>800万円+70万円×(勤続年数-20年)           |
|         | ハ 障害者となったことに直接起因して退職した場合<br>イ又はロによって計算した金額+100万円    |

次に退職所得の金額を算出してください。

退職所得の金額=(退職手当等の金額-退職所得控除額)× $\frac{1}{2}$ (1,000円未満の端数切り捨て)

- (注) 1 勤続年数5年以下の役員等が平成25年1月1日以降に退職する場合は、2分の1を乗じて退職所得の金額を算出します。  
2 役員等以外の方で、勤続年数5年以下の方が令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等については、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1を乗じずに退職所得の金額を算出します。

### 税額計算の流れ

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税額	県民税額

(100円未満の端数切り捨て)

## 5 eLTAXを御利用ください

平塚市は、「かながわ電子納税推進プロジェクト」に参画し、神奈川県内の官民が一体となって、電子納税の普及および利用促進に取り組んでいます。なお、給与支払報告書は、基準年(前々年)の所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合、eLTAX(エルタックス)等による電子提出が義務化されています。

### 1 eLTAXの概要

eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・納付などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。「地方税共同機構」が運営を行っています。

### 2 eLTAXのメリット

- ・自宅やオフィスなどからインターネットを利用して手続きができます。
- ・複数の地方公共団体への申告が、まとめて一度にできます。
- ・eLTAX用の無償ソフトウェア「PCdesk」が申告書の作成をサポートします。
- ・市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告書データなどを利用できます。(eLTAX対応のものに限ります。)
- ・平塚市の指定金融機関等以外の金融機関からも納入できます。
- ・特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)を電子で受け取り可能です。

### 3 提出方法等の詳細

地方税共同機構(eLTAX)ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



### 4 eLTAXの利用時間

8:30~24:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

※休日の御利用日については、地方税共同機構(eLTAX)ウェブサイトをご覧ください。

### 5 よくあるご質問

eLTAXの御利用について、不明点等ございましたら、地方税共同機構(eLTAX)ウェブサイトの「よくあるご質問」を御覧ください。

<https://eltax.custhelp.com/>



### 6 電話によるお問い合わせ

9:00~17:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)

0570-081459(ヘルプデスク)

03-6745-0720(上記の番号でつながらない場合)

## 6 平塚市指定金融機関等のうち、窓口収納を取り扱う機関

R8.4.1現在

銀行(本・支店)	信用金庫・労働金庫(本・支店)
横浜銀行	平塚信用金庫
スルガ銀行	中南信用金庫
神奈川県銀行	中央信用金庫
静岡銀行	中央労働金庫
静岡中央銀行	信用組合(本・支店)
農協・漁協(本・支所)	横浜幸銀信用組合
湘南農業協同組合	神奈川県医師信用組合

※平塚市役所でも納入できます

ゆうちょ銀行及び郵便局(8ページ参照)

## 7 決定通知書の内容について

所得税確定申告書の内容につきましては、申告時期等により決定通知書に反映できていない場合があります。その場合、5月下旬以降の変更通知書にて順次お知らせしますので、御承知おください。(年税額に変更が生じた場合、原則として8月以降の月割額を変更します)。各種社会保険料の算定等にも影響が出る場合がありますので、お手数をおかけいたしますが、従業員の皆様へ周知下さるよう御協力をお願いします。

## 8 各種様式

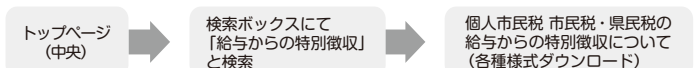
本しおりの5~8ページに各種様式を掲載しています。コピーして御利用ください。(押印は不要です。)

また、以下の様式は当市ウェブからダウンロードすることができます。

- ・給与所得者異動届出書
- ・特別徴収切替届出(依頼)書
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- ・納期の特例に関する承認申請書
- ・納期の特例の要件を欠いた場合の届出書
- ・市民税・県民税 特別徴収のしおり
- ・退職所得の市民税・県民税納入申告書
- ・特別徴収税額通知の受取方法等変更届

### 《アクセス方法》

平塚市ウェブサイト <https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/>



### 特別徴収事務について

平塚市役所 市民税課個人市民税担当

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話(0463)23-1111(代表)

記入例①

特別徴収に係る給与所得者異動届出書……普通徴収に切り替える場合の記入方法

退職により未徴収税額を普通徴収に切り替える場合の記入例です。下記の記入例の場合、平塚一郎さんの令和8年度の市・県民税・森林環境税の年額は300,000円です。令和8年8月31日に㈱平塚を退職したことにより、給与から徴収できなくなった未徴収分9月分以降の市・県民税・森林環境税について、退職日が12月31日以前で平塚一郎さんから一括徴収の希望がなかったため、普通徴収（個人納付）に切り替えることとなります。

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長宛		住所(居所)又は所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者 指定番号 500100	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
令和8年9月2日提出		フリガナ (カブ) ヒラツカ	特 徴 宛 名 番 号 3	市町村ごとに異なります		
氏名又は名称 (株)平塚		個人番号又は法人番号 0123456789012	課 係 経 理 課 経 理 係	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 氏 名 平塚 花子 電 話 0463-21-8766 (内線 100)		
給与所得者 受給者番号 フリガナ ヒラツカ イチ ロウ		特別徴収税額(年税額) 円 300,000	課 係 氏 名 平塚 花子 電 話 0463-21-8766 (内線 100)	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長 期 欠 勤 6. 死 亡 7. 会 社 解 散 8. 住 所 誤 報 9. そ の 他 (特別徴収不可)		
氏 名 平塚 一郎		徴収済額 円 75,000	未徴収税額(ア-イ) 円 225,000	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 ⑧にも記入してください 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ⑨にも記入してください 3. 普通徴収		
生 年 月 日 昭和(平成)令和 1 年 2 月 3 日		異動年月日 8・8・31	「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
個人番号※ 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)				
1月1日現在の住所 平塚市久領堤5-1		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない可能性がある				
給与支払を受けなくなった後の住所 平塚市大原1-1		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)				
④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)				

④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			
1. 異動が令和8年12月31日までで、 (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記のと同額)	一括徴収した税額は 円 月分 (月 日納期分) 納入します。
2. 異動が令和8年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	円
・	・	円	円	円
・	・	円	円	円

⑤ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒	係名並びに電話番号	課 係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ	〒	係名並びに電話番号	氏 名	受給者番号 (※特別徴収税額通知(納税義務者別)の発行日には、受給者番号を必ず記入してください。)
氏名又は名称		係名並びに電話番号	電 話	新規の場合は、いずれかを○で開んでください。 納 入 書 要 ・ 不 要
個人番号又は法人番号		係名並びに電話番号	(内線 )	

記入例②

特別徴収に係る給与所得者異動届出書……一括徴収の場合の記入方法

退職により未徴収税額を一括徴収する場合の記入例です。下記の記入例の場合、平塚一郎さんの令和8年度の市・県民税・森林環境税の年額は150,000円です。令和8年11月25日に㈱平塚を退職したことにより、給与から徴収できなくなった未徴収分11月分以降の市・県民税・森林環境税について、最後に支払う給与や退職手当等から未徴収分をすべて徴収して、令和8年12月10日(本来の11月分の給与から徴収した市・県民税・森林環境税の納期)までに納めることとなります。

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長宛		住所(居所)又は所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者 指定番号 500100	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
令和8年12月2日提出		フリガナ (カブ) ヒラツカ	特 徴 宛 名 番 号 3	市町村ごとに異なります		
氏名又は名称 (株)平塚		個人番号又は法人番号 0123456789012	課 係 経 理 課 経 理 係	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 氏 名 平塚 花子 電 話 0463-21-8766 (内線 100)		
給与所得者 受給者番号 フリガナ ヒラツカ イチ ロウ		特別徴収税額(年税額) 円 150,000	課 係 氏 名 平塚 花子 電 話 0463-21-8766 (内線 100)	異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転 勤 3. 合 併 4. 休 職 5. 長 期 欠 勤 6. 死 亡 7. 会 社 解 散 8. 住 所 誤 報 9. そ の 他 (特別徴収不可)		
氏 名 平塚 一郎		徴収済額 円 62,500	未徴収税額(ア-イ) 円 87,500	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法 1. 特別徴収継続 ⑧にも記入してください 2. 一括徴収 (1月以降は必須) ⑨にも記入してください 3. 普通徴収		
生 年 月 日 昭和(平成)令和 1 年 2 月 3 日		異動年月日 8-11-25	「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			
個人番号※ 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)				
1月1日現在の住所 平塚市久領堤5-1		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない可能性がある				
給与支払を受けなくなった後の住所 同上		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)				
④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)				

④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			
1. 異動が令和8年12月31日までで、 (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記のと同額)	一括徴収した税額は 円 11 月分 (12月10日納期分) 納入します。
2. 異動が令和8年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	円
・	・	円	円	円
・	・	円	円	円

⑤ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒	係名並びに電話番号	課 係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 フリガナ	〒	係名並びに電話番号	氏 名	受給者番号 (※特別徴収税額通知(納税義務者別)の発行日には、受給者番号を必ず記入してください。)
氏名又は名称		係名並びに電話番号	電 話	新規の場合は、いずれかを○で開んでください。 納 入 書 要 ・ 不 要
個人番号又は法人番号		係名並びに電話番号	(内線 )	

### 記入例③ 特別徴収に係る給与所得者異動届出書…… 転勤する場合の記入方法

転勤により未徴収税額を転勤先で特別徴収する場合の記入例です。下記の記入例の場合、平塚一郎さんの令和8年度の市・県民税・森林環境税の年税額は200,000円です。(株平塚では6～10月分までの5か月分(83,800円)を給与から徴収済みで、11月分以降が未徴収となります。転勤先の株浅間町では未徴収分の税額を、11月分の給与から徴収開始することになります。

#### 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

平塚市長 宛		住所(居所)又は所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9-1	特別徴収義務者 指定番号 500100	1. 現年度 2. 新年度 3. 前年度
令和8年11月4日提出		フリガナ (カブ) ヒラ ツカ	特別徴収番号 3	市町村ごとに異なります
氏名又は名称 (株)平塚		氏名 平塚花子	課・係 経理課経理係	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号
個人番号又は法人番号 0123456789012		電話 0463-21-8766 (内線 100)	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所異動 9. その他(特別徴収不可)	
受給者番号	フリガナ ヒラ ツカ イチ ロウ	特別徴収税額(年税額) 200,000	徴収済額 83,800	未徴収税額(ア-イ) 116,200
氏名 平塚一郎	生年月日 昭和平成 令和 1年2月3日	異動年月日 6月から10月まで11月以降 8-10-28	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収	
個人番号※ 987654321098	1月1日現在の住所 平塚市久領堤5-1	⑨その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
給与支払を受けなくなった後の住所 同上	1(普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)			
一括徴収の理由		2(普C) 給与が少なく税額が引けない可能性がある		
1. 異動が令和12月31日までに、申出があったため(月 日申出)		3(普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		
2. 異動が令和1年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		4(普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

◎ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合注記不要です)	500200	係・係名 総務課給与係	新しい勤務先では月割額 16,600円を11月分から徴収し、納入します。
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒254-0027 神奈川県平塚市堤町3-5	フリガナ (カブ) セン ゲン チョウ	氏名 平塚五郎	受給者番号 00001
氏名又は名称 (株)浅間町	個人番号又は法人番号 0123456789010	電話 0463-***-*** (内線 250)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要・不要

### 特別徴収切替届出(依頼)書(普通徴収→特別徴収)の記入例

● 事業所の所在地を記入してください。

● 給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には、氏名を記入してください。社印、代表者印は不要です。

● 受給者番号を記入して下さい。特別徴収税額通知書(納税義務者用)をeLTAXで電子送付をする場合、納税義務者を特定するために必要となります。

● 給与支払者の法人番号又は個人番号を記入してください。

● 特別徴収を実施したことがあり、指定番号がわかる場合に記入してください。  
※市町村コード(142034)ではありません。  
納入書が必要な場合は、要を○で囲んでください。既に納入書がある場合は、納入金額を書き換えて使ってください。

● この依頼書について、応答する方の氏名及び所属課、係名並びに電話番号を記入してください。

● 普通徴収税額のうち、依頼書が本市に提出される日までに納期限が経過していない期別に○を記入してください。  
ただし、普通徴収税額を口座振替によって納付している場合は、納期限前の一定の期日を過ぎると特別徴収へ切替えることができません。

● 特別徴収の開始月とその納期限を記入してください。

● 月割額の連絡が必要な場合は、日付を記入してください。

特別徴収切替届出(依頼)書(普通徴収→特別徴収)

令和8年9月3日提出

所在地(住所) 〒254-8686 平塚市浅間町9-1

フリガナ (カブ) ヒラ ツカ

名称(氏名) (株)平塚

法人番号又は個人番号 0123456789012

特別徴収義務者指定番号 500100

課・係 経理課経理係

担当者連絡先 氏名 平塚花子

電話 0463-21-8766

フリガナ ヒラ ツカ イチ ロウ

氏名 平塚一郎

生年月日 昭和平成 令和 1年2月3日

1月1日現在の住所 〒254-0801 平塚市久領堤5-1

現在の住所 同上

普通徴収切替期別 [ 1・2・3・4 ] 期以降を切替希望

特別徴収開始予定月 10月分(11月10日納期分)から特別徴収を開始します。

月割額の連絡 必要な場合のみ記入してください。9月13日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

開始月 月 2回目以降 月 円

併徴 有・無

納税通知書 有・無

納付書 全・1・2・3・4・無

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

◎異動届出書の到着が各月11日以降となった場合は月内に書面で税額通知ができない場合や、督促状が発送される場合があります。

		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">宛</div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">平塚市長</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日提出</p>		特別徴収義務者 指 定 番 号		市町村ごとに 異なります
		特 徴 宛 名 番 号		
住所(居所) 又は所在地 フリガナ  氏名又は名称  個 人 番 号 又は法人番号		連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係
		氏 名		氏 名
給与所得者 受給者番号      フリガナ  氏 名      (旧姓)  生 年 月 日      昭和・平成・令和 年 月 日  個 人 番 号 ※  1 月 1 日 現在の住所 給与支払を受けな くなった後の住所		電話	(内線 )	
		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
(ア) 特別徴収税額 (年税額)      円  (イ) 徴収済額      円 月から 月まで 円  (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)      円 月以降 円		異動年月日		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)
		異動後の未徴収 税額の徴収方法		
「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。				
1 (普B)		他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)		
2 (普C)		給与が少なく税額が引けない可能性がある		
3 (普D)		給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)		
4 (普E)		事業専従者 (個人事業主のみ対象)		

④ 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			
1. 異動が令和 年12月31日までに、 申出があったため ( 月 日申出)  2. 異動が令和 年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記②と同額)	一括徴収した税額は  月分で ( 月 日納期分) 納入します。
	●	円	円	
	●	円	円	

⑤ 転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課 係名並びに電話番号	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地			受給者番号	
フリガナ			(※特別徴収税額通知書(納税義務者用)の電子送付には、受給者番号が必要です。)	
氏名又は名称			新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
個人番号又は法人番号		電話	納入書 要 ・ 不要	

【提出先】 〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当(所在地の記入は不要です。)

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。一括徴収することが  
 義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 「特徴宛名番号」の欄には、特別徴収税額決定(変更)通知書に記載された特徴宛名番号を記載してください。  
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
 ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。(\*  
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。(\*

# 特別徴収切替届出（依頼）書（普通徴収→特別徴収）

◎下記の網掛け部分の項目を記入してください。

令和 .....年.....月.....日 提出  (宛先)平塚市長	給 与 支 払 者  (特別 徴 収 義 務 者)	所在地 (住所)	〒 —										特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごと に異なります		
		フリガナ												新規の場合、納入書（要・不要）		
		名 称 (氏 名)											担 当 者 連 絡 先	課・係		
		法人番号 又は個人番号														
														電話	—	—
給 与 所 得 者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏 名	[旧姓]											特別徴収 開始予定月	月分（ 月 日納期分）から 特別徴収を開始します。		
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日										月割額の連絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
	1月1日現在の住所	〒 —											月 割 額	開始月 月 2回目以降 月 円 円		
	現在の住所	〒 — ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。														
※市記入欄	併 徴	有 ・ 無		口 座	有 ・ 無		納 税 通 知 書	有 ・ 無		納 付 書	全・1・2・3・4・無					

## 【添付書類】

1. 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）  
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

## 【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。  
※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとの通知の発送期日が異なるため。）
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 市民税課への依頼書の到着が、11日以降となった場合は同月中に通知できないことがあります。

【提出先】 〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当（所在地の記入は不要です。）

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

令和 .....年.....月.....日 提出  (宛先)平塚市長	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 — ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります
		名 称 (氏 名)											担 当 者 連 絡 先	課・係		
		法人番号 又は個人番号												氏名		
												電 話	— —			

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事 項	変 更 前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※変更項目のみ記入してください。	
所 在 地	〒 —	〒 —	
フリガナ			
名 称			
電 話 番 号	— — (内線 )	— — (内線 )	
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 名称変更 2. 所在地変更 (登記変更有) 3. 送付先変更 4. 給与事務の統合 5. 法人化、または個人事業化 6. 分割 7. 合併 (消滅会社の指定番号【                      】) ※4～7に該当の場合は、「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	<b>送付先の指定</b> ※特別徴収義務に係る書類の送付について上記以外の場所を希望される場合には、下記の欄に送付先の所在地・名称等を記入してください。	
指 定 番 号 に つ い て	<input type="checkbox"/> 現在の指定番号を継続して使用する (合併時に新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません) <input type="checkbox"/> 新給与支払者の指定番号【                      】を使用する ⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 新規に指定番号を取得する⇒「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。	所 在 地	〒 —
		フリガナ	
		名 称	
		電 話 番 号	— — (内線 )

【提出先】 〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当 (所在地の記入は不要です。)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 \_\_\_\_\_ 店長  
\_\_\_\_\_ 郵便局長 様

平塚市長 (公印省略)

### 指定通知書

地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の5第4項の規定により貴店(局)を当市の市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収納入金取扱金融機関に指定しましたので通知します。

#### 記

- 1 口座番号 00230-2-960114番
- 2 加入者名 平塚市会計管理者
- 3 取りまとめ店 ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター

#### ゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合には、そのゆうちょ銀行(郵便局)を当市が特別徴収納入金取扱店(局)に指定しなければなりませんので、上の「指定通知書」を切り取り、日付とゆうちょ銀行店名(郵便局名)を記入し、第1回払込みの際、納入書とともにそのゆうちょ銀行(郵便局)へ提出してください。

なお、前年度利用したゆうちょ銀行(郵便局)は、本年度も引き続き利用できますので改めて「指定通知書」を提出する必要はありません。

※また上の00230-2-960114番はOCR専用の番号です。

私製納付書等により送金される場合は、00240-4-960115番の番号を使用されるようお願いいたします。

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書												
(提出先) 平塚市長												
令和 年 月 日提出						令和 年 月分		人員		人		
退職手当等支払金額										円		
特別徴収税額				市民税				円				
				県民税				円				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者) 〒 住所又は所在地												
氏名又は名称												
法人番号又は個人番号												
納税義務者別内訳	住所 平塚市						氏名					
	退職支払金額 円				勤続年数 年 月		市民税合計税額 円					
納税義務者別内訳	住所 平塚市						氏名					
	退職支払金額 円				勤続年数 年 月		市民税合計税額 円					

法人の場合は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」の「法人番号」欄には、13桁の法人番号を記載ください。

個人事業者の場合は、個人番号(マイナンバー)の記載のある納入申告書は、金融機関で受付できない場合があるため、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」は記載せず、上記の「市民税・県民税納入申告書」を記載のうえ、下記まで御郵送ください。

〒254-8686 平塚市役所 市民税課 個人市民税担当(所在地の記入は不要)

#### 退職所得に係る市民税・県民税納入申告書の記入例

退職所得に係る市民税・県民税納入申告書												
(提出先) 平塚市長												
令和 8 年 7 月 10 日提出						令和 8 年 6 月分		人員		1 人		
退職手当等支払金額										12,000,000 円		
特別徴収税額				市民税				78,000 円				
				県民税				52,000 円				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 <small>(特別徴収義務者) 〒254-8686</small>												
住所又は所在地 平塚市津間町 9-1												
氏名又は名称 平塚市役所												
法人番号又は個人番号 0123456789012												
納税義務者別内訳	住所 東豊田 448-3						氏名 平塚太郎					
	退職支払金額 12,000,000 円				勤続年数 21 年 7 月		市民税合計税額 130,000 円					
納税義務者別内訳	住所 平塚市						氏名					
	退職支払金額				勤続年数		市民税合計税額					

市民税+県民税

市民税合計税額